

## 久喜市教育委員会令和7年9月定例会

開催月日 令和7年9月24日（水曜日）

開催場所 鷺宮行政センター3階 庁議室1・2

開会時刻 午後1時30分

閉会時刻 午後2時25分

### 久喜市教育委員会令和7年9月定例会議事日程

第 1 署名委員の指名

書記の指名

会議時間の決定

第 2 前回会議録の承認

第 3 教育長報告

ア 久喜市立小・中学校における生成AI利活用に関するガイドラインについて

イ 久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用について

ウ 久喜市教育委員会所管の委員等の委嘱について

第 4 議事

議案第44号 久喜市立幼稚園預かり保育に関する規則の一部を改正する規則について

〔追加項目〕

議案第45号 令和8年度当初教職員人事異動方針について

第 5 その他

次回定例会について

配布資料 議案書、議案参考資料、追加議案書、教育長報告

会議の公開・非公開 一部非公開（人事案件のため）

教育委員

出席委員 5名

教育長 柿沼光夫  
委員 山中大吾  
委員 渋谷克美

教育長職務代理者 諸橋美津子  
委員 小野田真弓

欠席委員 なし

事務局

教育部長 野川和男  
教育部副部長 木村明信  
参事兼学校施設課長 甲田栄二  
参事兼指導課長 飯野純子  
参事兼生涯学習課長 山田知加子  
参事兼文化振興課長 齋藤英行  
教育総務課長 白石雄一  
学校給食課長 佐藤純子  
公民館事業推進室長 富澤均仁

教育総務課

課長補佐兼係長 相園浩一  
主任 宮道未央

説明のための招致者

こども未来部参事兼保育幼稚園課長 堀口ひとみ

傍聴者 なし

午後 1時30分

◎開会の宣言

○教育長（柿沼光夫） 皆さん、こんにちは。今年の夏も大変暑く、9月に入っても猛暑の日が続いておりましたが、彼岸を迎えて少しずつではありますけれども、過ごしやすくなつたかと思います。秋は、スポーツ、文化芸術の秋でございます。小学校、幼稚園の秋の運動会もこれから始まります。機会がありましたら、子どもたちに声援を送っていただければ幸いです。また、地区ごとに開催されます市民体育祭や、文化団体連合会など各種団体が主催します作品展示会、発表会、文化祭なども開催されます。関係の皆様のご労苦に感謝を申し上げますとともに、実りの多い、記憶に残るものになればと願っております。

それでは、早速であります、始めさせていただきます。

ただいまの出席者は、委員4名と私を含め5名であります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の会議開催の規定にございます教育長及び在任委員の過半数の出席要件を満たしておりますので、これより久喜市教育委員会令和7年9月定例会を開会いたします。

初めに、委員の皆様にお諮りをいたします。

本日の会議におきまして、教育委員会から市長部局に事務の補助執行を行っております幼稚園に関する事務の内容を含む議案が予定されております。このことから、本日は当該事務を所管する職員に質疑対応等をお願いしたいと思いますが、こども未来部参事兼保育幼稚園課長の本会議への出席を許可してよろしいでしょうか。また、今年度の教育委員会定例会について、今後、幼稚園に関する事務の内容を含む報告及び議案がある際は、同様に出席を許可してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、保育幼稚園課長の出席を許可することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後 1時32分 休憩

午後 1時32分 再開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

それでは、保育幼稚園課長、よろしくお願ひいたします。

◎開議の宣告

○教育長（柿沼光夫） これより直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○教育長（柿沼光夫） 本日の議事日程につきましては、当初議案1件、教育長報告3件の審議、報告を予定しておりましたが、議案1件の追加がありますことから、本日の日程にこれを追加したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

それでは、議案第45号 令和8年度当初教職員人事異動方針についてを、本日の日程に追加し、併せてご審議いただきたいと存じます。

本日の議事日程につきましては、あらかじめ委員各位のお手元に配付したとおりでございます。

次に、会議の公開の是非についてお諮りいたします。

教育長報告イ及びウにつきましては、人事案件であることから、会議を公開しないこととさせていただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、教育長報告イ及びウにつきましては、会議を非公開とさせていただきます。

◎会議録署名委員の指名

○教育長（柿沼光夫） 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、久喜市教育委員会会議規則第22条第2項の規定により、教育長において指名をさせていただきます。

本日は、小野田委員と渋谷委員にお願いいたします。

◎会議録作成者の指名

○教育長（柿沼光夫） 会議録作成者は、教育総務課、宮道主任にお願いいたします。

◎会議時間の決定

○教育長（柿沼光夫） 会議時間につきましては、本日の日程が全て終了するまでといたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、本日の日程が全て終了するまでといたします。

◎前回会議録の承認

○教育長（柿沼光夫） 日程第2、前回会議録の承認を求めます。

令和7年8月21日に開催いたしました令和7年8月定例会の会議録につきましては、あらかじめ委員各位のお手元に配付したとおりでございます。

お手元の会議録にご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、会議録につきましてはご承認をいただきました。

日程第3、教育長報告でございます。

報告事項につきましては、お手元の日程のアからウの3件でございます。

◎教育長報告 ア

○教育長（柿沼光夫） 初めに、ア、久喜市立小・中学校における生成A I利活用に関するガイドラインについての報告でございます。

報告の内容につきましては、指導課長よりご説明いたします。

指導課長。

○参事兼指導課長（飯野純子） 久喜市立小・中学校における生成A I利活用に関するガイドラインについてご説明いたします。

近年、生成A Iは急速に進化し、教育現場においても、その利便性とリスクの両面から安全安心な利活用を整備する必要性が高まりました。このガイドラインは、A I時代を生きる子どもたちがテクノロジーを適切に使いこなし、能力を最大限に引き出せるよう、基本的な考え方と具体的な留意点をまとめたものです。

ガイドラインを御覧ください。2ページからは、生成A Iの利活用の基本方針とその留意点をまとめました。

4ページからは、情報活用能力の育成強化として、情報社会に主体的に参画する態度を身につけていくために強化する学習活動を示してございます。

5ページからは、教職員における校務における生成A I活用として、生成A Iを校務に活用することで業務の効率化と質の向上、ひいては教職員の働き方改革につながること、利用する際のポイント、効果的な活用事例を示してございます。

7ページからは、児童生徒による学習での活用として、児童生徒が生成A Iを利用する際は学習指導要領で目指す資質、能力の育成に寄与することを前提とすることとし、利活用する際のポイントや活用の例を示してございます。

10ページには、長期休業中の課題等についてとして、生成A Iの不適切な利用を防ぐための指導の徹底や、保護者に対してもガイドラインの内容を周知し、学校と家庭が連携してA Iリテラシーを育む重要性を共有しております。

今後も、活用事例や新たな課題を踏まえ、本ガイドラインは隨時見直しを行ってまいりたいと考えております。本ガイドラインにつきましては、校長会等で周知するとともに、オンデマンド型の研修会等を実施し、教職員の理解促進と指導力の向上に努めていきたいと考えております。

以上で説明を終わりにいたします。

○教育長（柿沼光夫） ただいまの報告に対しまして、ご質問をお受けいたします。

渋谷委員。

○委員（渋谷克美） 何点かお伺いします。

3ページの留意点についてなのですが、①としまして利用する生成A Iの制限ということで、利用するのはグーグルのジェミニまたはチャットGPTを原則とするとあります。また、②のほうには年齢制限や保護者の同意についての記述がありますが、個人向けジェミニにつきましては、日本では13歳以上18歳未満の場合は保護者の同意を必要条件としていますが、久喜市の場合はグーグルワークスペース・フォーエデュケーション、

これに附属されていると思うのですが、これを利用している場合、学校の管理者が許可をすれば、全ての学年層の児童生徒が利用できると規定しております。

そこで、指導課としては、どういう使い方を想定されているのか、まずお伺いしたいと思います。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（飯野純子） 委員のおっしゃるとおり、今ジェミニ、チャットG P Tとグーグルにプラスで入っている、本市の子どもたちにおいてはジェミニについては小学生でも使える状態になっております。使う際には、保護者の同意を求めた上での利用ということになっております。一方で、今調べ学習とかで調べると、A Iがその都度反応している状況ではございますので、どちらかというと制限をかけるというよりは使い方について、生成A Iが万能でない、利活用としては十分活用すべき内容である一方、危険性も踏まえているという併せた指導の下に使っていくという方向で考えているところです。

○教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

○委員（渋谷克美） それと、もう一つのチャットG P Tの場合に、これは13歳以上18歳未満の場合は保護者の同意が必要ということなのですが、チャットG P Tについても児童、小学生でも使う考えなのでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（飯野純子） チャットG P Tについては、年齢制限に合わせて中学生のみの利用ということで現在は捉えております。

○教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

○委員（渋谷克美） そうすると、グーグルのほうのジェミニを小・中学生が使うということですね。それで、6番目の透明性の確保、それと関係者への説明責任の中で、利用目的やリスク等について必要な点、教職員や児童生徒、保護者等へ十分に説明をした上で利活用するとありますが、この周知の方法、特に保護者への同意の取り方、これについてはどういう機会、あるいは方法を考えているのでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（飯野純子） まず、教職員については先ほども申し上げましたとおり、オンデマンド型の研修会を実施しながら努めています。保護者については、現時点では同意を必要としているケースが多いので、同意書を取る際には、その利活用についてのリスク等の通知も合わせて出しながら周知をしていきたいと考えております。また、子どもたちの学習の中に、生成A Iはかなり入り込んでいるところもありますので、保護者会等ではそういった話題も取り上げていただくように、校長会等を通じてお話ししていくと考えております。

○教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

○委員（渋谷克美） 細かいことになるのですけれども、同意の取り方というのとは紙ベースで署名を求めるとか、そういうことなのでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（飯野純子） 現在は、いわゆるデジタル的にフォームで送って、その回答を求めるというようなやり方をしております。同意をする場合には、電子で回答をするような形で同意書をいただいている形になっています。

○教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

○委員（渋谷克美） そうしますと、子どもがその同意をやってしまうとか、そういうことは考えられないですか。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（飯野純子） 基本的には、保護者の連絡ツールですとか、そういったものを活用しながら実施していく形になると思います。

○教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

○委員（渋谷克美） 特に私も覚えがありますが、いわゆる学校外での生成AIの不適切な利活用、これはもう実際多くの子どもたちが生成AIを利用しているのではないかと思うのです。そういう中に間違った回答だとか、あるいは偏見を生むようなものがあるという、そういうしたものも含めての対策を、一応最後のほうに書いてありますが、これについては十分注意をしながら進めていっていただきたいと思います。これは意見です。

○教育長（柿沼光夫） ほかにございますか。

諸橋委員

○教育長職務代理者（諸橋美津子） このチャットGPTなどは、便利なツールとしていいと思うのですよね。しかし、一方として子どもたちの思考力が低下するのではないかという疑念も聞かれております。このGPTに質問するにしても、質問力もその当人が図れないちゃんととした答えを導けないという、国語力が求められることがありますので、その辺はどういった指導を考えていらっしゃいますか。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（飯野純子） 生成AIの利用に関しては、確かに思考力などの低下などが呼ばれているところもございますけれども、一方、子どもたちがこれから、生成AIが当たり前にある中で、先ほどもお話があったプロンプトの出し方で大きく変わることであるとか、出た答えが正解ではないということは併せて指導していくかないといけないと感じております。そういう意味で、思考力の低下ではなくて、新たな思考力というが必要となっているのではないかなど、様々な授業を見させていただいて感じております。

○教育長（柿沼光夫） ほかにございますか。

小野田委員。

○委員（小野田真弓） この生成AI、このジェミニとかチャットGPTとかというのは、基本無料なのですか。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（飯野純子） 現在、久喜市の状況では無料で使うことができます。

○教育長（柿沼光夫） 小野田委員。

○委員（小野田真弓） 無料の場合、制限というのはかかってはいないのでしょうか、これは有料もありますよね。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（飯野純子） 現在、無料で使えておりまして、実はちょっとジェミニについては、つい最近小学生に年齢制限が下がったところもあり、そこは教育委員会での制限というところでちゃんと制限を取ることができます。有料のほうに行くということは、まずないものでございます。

○教育長（柿沼光夫） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） それでは、ご質問なしとの声がありましたので、質問を打ち切ります。

次の教育長報告イ及びウにつきましては、先ほどご了解いただきましたとおり非公開案件でありますことから、会議を非公開とさせていただきます。

傍聴人の皆さんは一時退出をお願いいたします。

〔これより非公開とする〕

○教育長（柿沼光夫） 暫時休憩いたします。

午後 1時45分 休憩

午後 1時45分 再開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

◎教育長報告 イ

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、イ、久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用についての報告でございます。

報告の内容につきましては、教育総務課長及び担当課長よりご説明いたします。

教育総務課長。

〔非公開案件につき省略〕

◎教育長報告 ウ

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、ウ、久喜市教育委員会所管の委員等の委嘱についての報告でございます。

報告の内容につきましては、各担当課長よりご説明いたします。

教育総務課長。

〔非公開案件につき省略〕

これをもちまして会議の非公開を解きます。

〔非公開を解く〕

○教育長（柿沼光夫） 傍聴人の入室を許可いたします。

暫時休憩いたします。

午後 1時49分 休憩

午後 1時49分 再開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

以上で教育長報告を終了いたします。

日程第4、議事に入ります。

◎議案第44号

○教育長（柿沼光夫） 初めに、議案第44号を上程し、これを議題といたします。

議案書の1ページを御覧ください。議案第44号について提案理由の説明を求めます。  
教育部長。

○教育部長（野川和男） 議案第44号 久喜市立幼稚園預かり保育に関する規則の一部を改正する規則についての提案理由を説明させていただきます。

久喜市立幼稚園預かり保育に関する規則の一部を、別紙のとおり改正することについて議決を求めるものでございます。

議案の内容につきましては、保育幼稚園課長よりご説明申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 保育幼稚園課長。

○こども未来部参事兼保育幼稚園課長（堀口ひとみ） 議案第44号 久喜市立幼稚園預かり保育に関する規則の一部を改正する規則につきましてご説明申し上げます。

議案書の2ページを御覧ください。あわせまして、議案参考資料の1ページ目、新旧対照表をお開きください。今回の改正につきましては、保護者の利便性の向上を図ることなどを目的とし、所要の改正を行うものでございます。

それでは、改正の内容につきましてご説明申し上げます。第5条の改正でございます。本条は、実施時間に関する規定でございまして、実施終了時間について午後4時30分から午後5時30分に改めるものでございます。

次に、附則でございます。この規則の施行期日は、令和8年4月1日とするものでございます。また、この規則の準備行為といたしまして、改正後の第5条に規定する実施時間を利用した申請手続については、施行日の前においても行うことができるとするものでございます。

以上が議案第44号 久喜市立幼稚園預かり保育に関する規則の一部を改正する規則についての説明でございます。よろしくお願ひいたします。

○教育長（柿沼光夫） 議案第44号について質疑をお受けいたします。

渋谷委員。

○委員（渋谷克美） 確認なのですが、1時間延長されるわけですが、預かり保育料は変更ないということでよろしいでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 保育幼稚園課長。

○こども未来部参事兼保育幼稚園課長（堀口ひとみ） おっしゃるとおり変更はございません。

○教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

○委員（渋谷克美） その料金の形を確認したいのですが、幼稚園保育料徴収条例の第3条の保育料等の額の中に、預かり保育料は本条に定める額から1日の保育料につき450円を減じた額とありますが、これは1日当たりの場合、500円引く450円で50円、8月は1,000円引く450円で550円ということなのでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 保育幼稚園課長。

○こども未来部参事兼保育幼稚園課長（堀口ひとみ） 今、渋谷委員のほうにご説明いただいた1日の預かりの部分については、500円から450円を引いた50円を集金してございます。月預かりの分につきましては、長期部分が夏休みの部分になります。こちらは月預かりとして、1日当たりでもしお申し込みいただいた場合は、8月の場合は1,000円になります。ただ、それ以上の日数になった場合には月額7,000円というところになります。ちょっと長期の部分と短期の部分が異なってくるというところで、預かり保育自体が1日預かりの500円の部分も無償化の対象、例えば新2号といって就労ですよという場合には減額をするのですけれども、保護者さんの自己都合というのでしょうか、ちょっと預かってほしいという場合には500円頂くというところで、料金体制は本当に細かい感じで計算させていただいて集金を取らせていただいているような状況でございます。

○教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

○委員（渋谷克美） そうしますと、今長期の話も出ましたが、長期が月額7,000円で、8月は1万5,000円だと思うのですが、そうではないですか。そちらの金額は、減額のほうは幾らなのでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 休憩しますか。

○こども未来部参事兼保育幼稚園課長（堀口ひとみ） すみません、申し訳ないです。

○教育長（柿沼光夫） 暫時休憩します。

午後 1時54分 休憩

午後 1時57分 再開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

保育幼稚園課長。

○こども未来部参事兼保育幼稚園課長（堀口ひとみ） お時間をいただき申し訳ございました。

長期の夏休みの場合は、1日単価450円の部分が無償化の対象になりますので、日数をそれに掛けた金額が無償化の対象で、先ほどの1万5,000円からマイナスできるもので。例えば450円を20日間利用しましたということになりますと、本来9,000円というところなのですけれども、それと実際に利用した金額の低いほうを引かせていただくと

いう、だから 9,000 円がアッパーになってくるのかなというところでして、実際に 20 日も使わない方がいらっしゃれば、それよりも少ない日数で引かせていただくというような計算になります。450 円分が預かり費の新 1 号、仕事をしている方たちの無償化の減額の金額になります。

○教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

○委員（渋谷克美） 8 月は分かりました。じゃ、8 月以外の月額 7,000 円の月というのは 9,000 円より下回りますから、ゼロ円ということになるのですか。

○教育長（柿沼光夫） 保育幼稚園課長。

○こども未来部参事兼保育幼稚園課長（堀口ひとみ） 実際に支払った額が低いのであれば、9,000 円にはなりませんので、例えば 7,000 円だとしたら、その金額が免除というか無償化部分でお支払いが不要になります。おっしゃるとおり、支払いが 7 月とかで日数があまり行かない、月額で申請いただいた場合には 450 円掛ける日数があまり行かないと思います。

○教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

○委員（渋谷克美） 長期は月額で支払うのですよね、一次預かりみたいに何日というのではなくて。月額 7,000 円ということで、今の話だと上限額 9,000 円だから無料になるというように、単純にそうはならないのですか。

○教育長（柿沼光夫） 保育幼稚園課長。

○こども未来部参事兼保育幼稚園課長（堀口ひとみ） 先ほどの 1 万 5,000 円の月額、月預かりというのは 8 月のみの金額になりますので、それ以外については月額 7,000 円で申請なさるか、もしくは 1 日、日ごとに申請なさるかという形になります。

○委員（山中大吾） いいですか。

○教育長（柿沼光夫） 山中委員。

○委員（山中大吾） 長期で申請したら 7,000 円は確定でいいということですか。そこからの値引きはないですよ。

○教育長（柿沼光夫） 保育幼稚園課長。

○こども未来部参事兼保育幼稚園課長（堀口ひとみ） 利用者さんが、保護者さんが月額で申請したほうがお得なのか、日額で申請したほうがお得なのかというところを選んで申請いただることになります。保育のほうの長時間も同様な考え方でして、結果、日額で申請いただいて、月額のほうが安かったねということになる方もいらっしゃるのですけれども、そこは、月額は前月の 25 日までにご申請いただくとか、あと日額のほうは前日までにというルールがございますので、そちらは保護者さんが、どちらがいいか選んでご申請いただくものになります。

○教育長（柿沼光夫） 山中委員。

○委員（山中大吾） ありがとうございます。例えばですけれども、1 日 500 円で、補助が 450 円で 1 日 50 円、毎日申請すると 20 日間毎日、前日に 20 日間申請すると 10 日で 500

円ですよね、20日で1,000円で済んでしまうということでおろしいですか。でしたら、月額ではなくて毎日個別で申し込んだほうが1,000円払うだけでよくなってしまう。今の説明だとそういうことですよね。多分渋谷さんもそういうことで今聞いていると思うのですが、7,000円で申し込んだら、変な話、月額25日だと、25掛ける450円でゼロになるのかとか、そういうことですよね。

○委員（渋谷克美） そうです。

○教育長（柿沼光夫） 暫時休憩しますか。

○こども未来部参事兼保育幼稚園課長（堀口ひとみ） すみません。

○教育長（柿沼光夫） 暫時休憩します。

午後 2時03分 休憩

午後 2時08分 再開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

保育幼稚園課長。

○こども未来部参事兼保育幼稚園課長（堀口ひとみ） すみません、ありがとうございました。

委員がおっしゃるように、基本的に就労していて新2号を使える方の上限、市のほうで無償化の対象となって、口座のほうに1万1,300円まででしたら無償化の対象としてお金のほうを償還払いさせていただくという制度がございますので、月額で支払ったほうが、もしかしたら払い過ぎ、無償化の対象にならないという、はみ出てしまったりとか、日額で精算したほうが払わなくて済む方も日数によってはいらっしゃるかもしれません。無償化の対象が450円掛ける25日分ということになりますので、そのはざまといいますか、その部分でどちらを選んだほうが得かといったら、もしかしたら日額ということもあるかもしれません。

ただ、今は月額と日額と選べ、月額は前月に申し込みというお話ですが、これは日額がもし毎日申し込もうとしても、もう定員がいっぱいですというようなお話になる場合には、ちょっと就労が、シフトが入れられないとか、いろいろ不都合が生じてしまう可能性もあります。最初から安心できるように月額でご申請いただいている方もいらっしゃいますが、日額という方も多くいらっしゃいます。

すみません、以上です。

○教育長（柿沼光夫） いかがでしょうか。

山中委員。

○委員（山中大吾） 450円掛ける25日が上限と言っていましたが、それは月に25日ですか。年間25日ですか。

○教育長（柿沼光夫） 保育幼稚園課長。

○こども未来部参事兼保育幼稚園課長（堀口ひとみ） こちらは月額になります。月1万

1,300円、こちらが1号で、幼稚園に通っている方が就労などをされていて新2号認定になった場合に、預かり保育が償還払いと後日利用料を市のはうから負担させていただくというものになります。

○教育長（柿沼光夫） 山中委員。

○委員（山中大吾） もう一回確認ですけれども、1日預かりを前日に申し込んだら基本500円でいいのですよね。値引きとか、そういう補助が入らない場合の金額は。

○教育長（柿沼光夫） 保育幼稚園課長。

○こども未来部参事兼保育幼稚園課長（堀口ひとみ） 8月以外の預かり保育は1日500円になります。

○教育長（柿沼光夫） 山中委員。

○委員（山中大吾） 500円で、そこから補助が450円入るということでよろしいわけですよね。450円の補助が入って月1万1,250円、月額7,000円で申し込んだ方は、補助はつくのですか、つかないのですか。

○教育長（柿沼光夫） 保育幼稚園課長。

○こども未来部参事兼保育幼稚園課長（堀口ひとみ） 新2号の認定をされている方は補助がつきます。

○教育長（柿沼光夫） 山中委員。

○委員（山中大吾） 1万1,250円まで補助が出るということですか。

○教育長（柿沼光夫） 保育幼稚園課長。

○こども未来部参事兼保育幼稚園課長（堀口ひとみ） はい。ですので、そちらか月額で7,000円しか払っていなければ7,000円しか出ません。

○教育長（柿沼光夫） 山中委員。

○委員（山中大吾） ということは、7,000円の方は基本的にゼロ円で預けているということを理解してよろしいですね。1日単位で申し込んでいる人たちは50円払うので、変な話20日預けてしまったら1,000円払うという理解でよろしいわけですよね。

○教育長（柿沼光夫） 保育幼稚園課長。

○こども未来部参事兼保育幼稚園課長（堀口ひとみ） 委員のおっしゃるとおり、そのような計算になります。

○教育長（柿沼光夫） 山中委員。

○委員（山中大吾） 分かりました。それであれば月額で申し込んでいる人はただになって、一日一日やっている人はお金がかかっていると、何となく理解はできました。あとは渋谷さんの理解だから聞いていただければ。

○教育長（柿沼光夫） ほかにございますか。

渋谷委員。

○委員（渋谷克美） 大体分かりました。それで、ちょっと把握したいのですけれども、この保育時間の延長に伴う職員の対応ですが、時間外でやるのか、あるいは職員を増やすの

か、シフトでうまく回していくとか、その辺はどのように考えていらっしゃいますか。

○教育長（柿沼光夫） 保育幼稚園課長。

○こども未来部参事兼保育幼稚園課長（堀口ひとみ） 今のご質問なのですけれども、現状としてはシフトの変更で可能だということで、5時半までの預かりの職員は5時45分までの勤務ですので、出勤時間を9時出勤の5時45分帰りというような形で、保育園も延長時間の時間帯はそのような勤務体制を取っております。実は公立幼稚園は中央も栗橋も毎年園児数が減少している状況でございまして、職員が、障がいのある子は多少受け入れてはいるところなのですけれども、職員が足らないというよりは、その職員を有効に活用して、園児の呼び込み、預かり保育の時間を延ばすことによって公立幼稚園を選んでもらえるように、園児数を増やしたいという思いで今回始めさせていただいた時間の延長になります。

○教育長（柿沼光夫） ほかによろしいですか。

小野田委員。

○委員（小野田真弓） 預かり時間を延長するということは、とてもいいことだと思うのです。ちょっと質問とはかけ離れてしまうかもしれないのですが、市立幼稚園をこども園にすること、移行というのは、全く考えはないということよろしいですか。

○教育長（柿沼光夫） 保育幼稚園課長。

○こども未来部参事兼保育幼稚園課長（堀口ひとみ） 認定こども園への移行については、個別施設計画の第2期に、その方向性をまた再度検討といいますか、中央幼稚園の建物の状況を鑑みてというところもありまして、うちのほうではそういったところもどのタイミングがいいのか、機会を捉えてとは考えています。全く考えていないわけではなく、やはり園児数が減少してしまって、このままでは各学年10人いるかいないか、園全体で30人ぐらいの園がそのままというのも、民間ですとか公立保育園ですとか、本当に預けたいけれども長い間預かってくれる場所がなくて、お仕事を同じ時間就労できない、長い時間就労したいと考えている方が苦慮されているということも耳に入っていますので、公立の幼稚園の預かり保育の時間の延長で、そういったニーズも確認しながら、認定こども園にもしした場合に、そういった保育需要とかが供給できるようになるのか、そういったところも考えながら今進めているところではあります。

○教育長（柿沼光夫） よろしいですか。

小野田委員。

○委員（小野田真弓） ありがとうございます。やはり今保育園に入れなくてというお子さんもたくさんまだいるということがあるので、本当にだんだん、だんだん人数が少なくなってしまう幼稚園がもったいないので、こども園になって保育できる、託児できるお子さんが一人でも多く入ってくださればと思います。よろしくお願ひいたします。

○教育長（柿沼光夫） ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

[「なし」と言う人あり]

○教育長（柿沼光夫） それでは、特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第44号 久喜市立幼稚園預かり保育に関する規則の一部を改正する規則については、全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

◎議案第45号

○教育長（柿沼光夫） 次に、議案第45号を上程し、これを議題といたします。

追加議案書の1ページを御覧ください。議案第45号について提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（野川和男） 議案第45号 令和8年度当初教職員人事異動方針についてにつきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

令和8年度当初教職員人事異動方針について、別紙のとおり決定したいので議決を求めるものでございます。

議案の内容につきましては、指導課長よりご説明申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参考兼指導課長（飯野純子） 令和8年度当初教職員人事異動方針についてでございます。

追加議案書2ページを御覧ください。久喜市立小・中学校に勤務する教職員の人事異動につきましては、埼玉県教育委員会から出されております当初教職員人事異動方針に従うことになります。このたび埼玉県教育委員会から令和8年度当初教職員人事異動方針、市町村立小・中学校等教職員人事異動方針細部事項が通知されました。これに基づきまして、久喜市教育委員会における教職員人事異動方針及びその細部事項を決定するに当たり、議決をお願いするものでございます。

それでは、本市の人事異動方針の要点についてご説明申し上げます。

まず、基本方針につきましては、適材を適時に適所に配置すること。人材育成を期すること。各学校の教職員の組織の充実と均衡化に努めること。長期的展望に立って、計画的に異動を実施すること。役職定年後の教職員及び再任用職員の適切な配置に努めること。女性教職員の個々の能力が発揮できるように考慮すること。教職員の心身の状況や子育て、介護などの状況を考慮することといたしました。

次に、他市町村への異動を意味します転任及び市内での異動を意味します転補につきまして3点ご説明申し上げます。

1点目は、新規採用教職員についてでございますが、人材育成等のために新規採用後早期に複数校を経験できるよう積極的に異動を行います。具体的には、細部事項において、採用後6年以内に異動を行うこと。原則として市町村間の異動を行うことを示しました。

2点目は、同一校勤務年数の長い者についてでございます。同一校勤務年数の長い者に

については、積極的に異動を行います。具体的には、細部事項において、10年以内に異動を行うこと。7年以上については積極的に異動を行うことを示しました。

3点目は、原則として異動を行わない者についてでございます。細部事項において、教頭及び主幹教諭を除いてではございますが、原則として異動を行わない者の基準を示しました。具体的には、同一校在職3年未満の者、産休・育休等を取得中及び妊娠中の者、休職中の者です。また、原則として校長、教頭の同時異動は行わないことを示しました。

昨年度との変更点でございますが、2、その他、(2)、退職、イ、令和7年度退職の勧奨は行わない。勧奨退職制度を廃止するものではないことから、退職を願い出したものの中で当該制度の趣旨に沿う場合には柔軟に対応するとしたものでございます。昨今の教職員不足の中、退職後も臨時の任用教職員として勤務する方々が年々増えてきていることから、勧奨退職制度が勧奨退職の目的に沿っていないため、県から今年度以降の勧奨退職の方向性が示されており、それに準じたこととなります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○教育長（柿沼光夫） 議案第45号について質疑をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第45号 令和8年度当初教職員人事異動方針については、全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

以上をもちまして、本日提出いたしました議案の審議は全て終了いたしました。

◎その他

○教育長（柿沼光夫） 日程第5、その他の次の定例会についてでございます。

開催日の案について、事務局よりご説明いたします。

教育総務課長。

○教育総務課長（白石雄一） 次回定例会につきましてご提案申し上げます。

次回は、施設訪問を予定しております。会場につきましては、久喜市立鷺宮西中学校、日時は令和7年10月23日木曜日、定例会議前の午後2時から学校見学を行いまして、2時50分頃から定例会議を開催することをご提案申し上げます。

以上です。

○教育長（柿沼光夫） ただいまの提案につきまして、ご都合はいかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） それでは、次回の定例会は10月23日木曜日、会場は久喜市立鷺宮西中学校、午後2時から学校の視察を実施し、その後定例会を開催する予定といたします。詳細は、追って事務局からお知らせいたします。今、鷺宮西中学校は義務教育学

校開校に向けて建設工事中であります、その様子も見ていただきたいというふうに思います。

午後 2時25分

◎閉議、閉会

○教育長（柿沼光夫） これをもちまして久喜市教育委員会令和7年9月定例会を閉議、閉会といたします。ありがとうございました。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためここに署名する。

令和7年10月23日

教育長 柿沼光夫

委員 小野田真弓

委員 渋谷克美